

審査ニュース 145号

請求レセプトに対する保険者からの疑義、 および再審査請求の事例について

医療・在宅委員会

今回の審査ニュースは、請求レセプトに対する保険者からの「疑義や再審査請求」、一次審査においての請求に対する疑義についてご紹介します。よく見かける簡単な算定ミスや、間違いやすい算定ミスを取り上げてみました。

キチンと請求したつもりが、査定された事例として紹介しています。

今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

1. サリグレンカプセル30mgについて
2. 特定薬剤管理指導加算について
3. 後発医薬品分割調剤について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

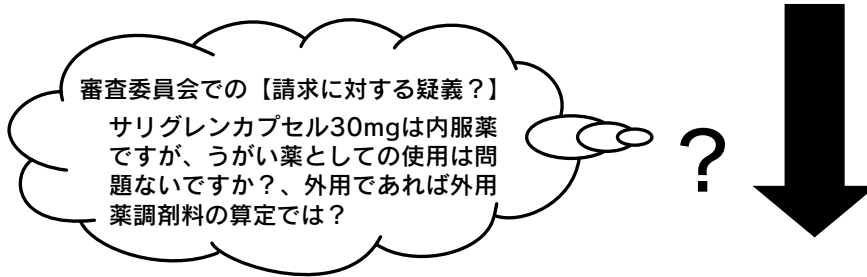
審査ニュース

事例1 (原審事例)

(サリグレンカプセル30mg 3C 1日3回食後 (150mlの白湯でうがい) 28日分)

<一次審査対象レセプト>

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	9-1	9-1	サリグレンカプセル 30mg 3C 【内服】1日3回食後 (150mlの白湯でうがい)	37	28	81	1036	
摘要									



<審査結果>

※原審処理のため変更なし

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	
1	1	9-1	9-1	サリグレンカプセル 30mg 3C 【内服】1日3回食後 (150mlの白湯でうがい)	37	28	81	1036	
摘要									

※薬局に確認したところ処方医の指示は、サリグレンカプセル30mgを150mlの白湯にて溶かし、これを口腔内に含んでうがいた後飲み込むというものでした。口腔内の乾燥症状を改善させるためと、効果や副作用の様子を見るためと思われる。

サリグレンカプセル30mgはシェーグレン症候群の口腔乾燥症状の改善に効能・効果を有しており、副作用や過剰に効果が発現する事を考慮して、口腔内に含んで様子を見る服用方法が取られる事がある様です。当然外用の適応はありませんので、外用薬としてうがいのみで使用するのであれば、適応外として処理される可能性が高いと思われます。用法の書き方に注意が必要です。レセプトの服用方法に“150mlの白湯でうがい”のコメントを付して、審査の疑義をまねく事は避けたほうが良いと考えられます。または摘要欄を活用して審査の疑義をまねかない様なコメントすると良いでしょう。

<事例処方の正しいレセプト>

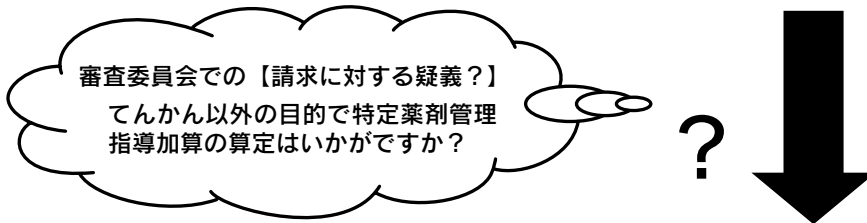
No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	
1	1	9-1	9-1	サリグレンカプセル 30mg 3C 【内服】1日3回食後 (150mlの白湯でうがい)	37	28	81	1036	
摘要 サリグレンカプセル30mgは150mlの白湯に溶かし、うがい後に飲み込む									

事例2 (査定事例)

〔ダイアアップ坐剤4 4mg 5個
【外用】 発熱時37.5度以上けいれん予防目的〕

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	9-1	9-1	ダイアアップ坐剤4 4mg 5個 【外用】 発熱時37.5度以上けいれん予防目的	31	1	10	31	向8	
摘要							薬学管理料 1特管1			



〈審査結果〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	9-1	9-1	ダイアアップ坐剤4 4mg 5個 【外用】 発熱時37.5度以上けいれん予防目的	31	1	10	31	向8	
摘要							薬学管理料 1特管1			

※ダイアアップ (ジアゼパム) 坐剤4 4mgの効能・効果は「熱性けいれん及びてんかんのけいれん発作の改善」であり、今回の事例の目的は、熱性けいれんで使用されているようです。特定薬剤管理指導加算は、対象の疾病以外の目的で使用されている場合には算定は認められず、本事例ではてんかんに対して使用されていないため査定処理となりました。

このように特定薬剤管理指導加算の対象外にもかかわらず同加算を算定するレセプトが散見されます。特定薬剤管理指導加算は薬効分類における対象医薬品の全てに対して算定できるものではなく、対象となる疾病、症状(効能)で使用した医薬品に対して算定する事ができる点数です。事例以外にも、デパス、テグレートール、ドグマチール等の複数の適応症を持つ薬剤においても、対象となる適応で使用されない場合は当然算定する事はできません。

〈事例処方の正しいレセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	9-1	9-1	ダイアアップ坐剤4 4mg 5個 【外用】 発熱時37.5度以上けいれん予防目的	31	1	10	31	向8	
摘要							薬学管理料 1			

審査ニュース

事例3 (査定事例)

〔 ノルバスク錠5mg 1錠 1日1回朝食後 60日分 〕
 〔 ミカルデイス錠40mg 1錠 1日1回朝食後 60日分 〕

〈一次審査対象レセプト〉

1月レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	1・22	1・22	アムロジピン錠5mg「●●」 1錠 【内服】 1日1回 朝食後	3	14	0	42	
2	1	1・22	1・22	ミカルデイス錠40mg 1錠 【内服】 1日1回 朝食後	13	60	89	780	

2月レセプト

1	1	2・6	2・6	ノルバスク錠5mg 1錠 【内服】 1日1回 朝食後	6	T46	26	276	
摘要									
									基本料 5

審査委員会での【請求に対する疑義？】
 ノルバスク錠 調剤料欄に“数量T”記載により、後発医薬品分割調剤実施と思われる。しかしながら1月の調剤レセプトでは、「朝食後」の用法で既に調剤料の算定がありますので2月分の分割調剤における調剤料の算定はできないのではないのでしょうか？

?

〈事例処方 (分割調剤) の正しいレセプト〉

1月レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	1・22	1・22	アムロジピン錠5mg「●●」 1錠 【内服】 1日1回 朝食後	3	14	63	42	
2	1	1・22	1・22	ミカルデイス錠40mg 1錠 【内服】 1日1回 朝食後	13	14	0	182	

2月レセプト

1	1	1・22	2・6	ノルバスク錠5mg 1錠 【内服】 1日1回 朝食後	6	T46	26	276	
2	1	1・22	2・6	ミカルデイス錠40mg 1錠 【内服】 1日1回 朝食後	13	T46	0	598	
摘要	分割調剤 (後発医薬品) 14日分実施済み、残り46日分については患者希望により先発医薬品の調剤実施 (2/6)								
									基本料 5

※この請求事例は1月22日に先発医薬品で処方された『ノルバスク錠5mg』60日分を後発医薬品を試す為に、後発医薬品の『アムロジピン錠5mg「●●」』を14日分調剤・投薬、『ミカルデイス40mg』については全60日分投薬し、分割調剤の請求を行ったものと思われます。

- ・事例の方法は部分調剤 (一方のみの分割) であり分割調剤とは認められません。分割調剤 (長期または、後発医薬品へのお試し分割) を行う場合はすべての薬剤を同日数分割しなければなりません。請求の前提に間違いがあるものと思われます。
 14日分の分割調剤であればすべての薬剤を14日分調剤・投薬し、2回目以降については調剤基本料を5点算定し、調剤料の算定については所定の請求方法により行わなければなりません。
- ・レセプトの受付日は1回目の1月22日であり、調剤日は分割調剤を行った日付になります。分割調剤自体は正しく行われ、請求自体に誤りがあったのであれば上記の請求方法となります。

審査ニュース 追補

＜支払基金の「突合点検」結果について＞…薬局側の理由により査定された事例

処方箋内容			投与 日数	保険薬局の誤請求内容		保険薬局への 査定内容	請求点数	査定結果	査定 事由
ジェニナック錠200mg	2錠			ジェニナック錠200mg	2錠	医療機関名の誤入力	110 ⇒ 0		A
ディーアルファカプセル0.5 0.5μg ファモチジンD錠「サワイ」	1C 1錠			ディーアルファカプセル0.5 0.5μg ファモチジンD錠「サワイ」	1C 1錠	医療機関名の誤入力	141 ⇒ 0		C
アストリックドライシロップ80%	0.8g			アストリックドライシロップ80%	0.8g	医療機関名の誤入力	81 ⇒ 0		A
ルブラック錠4mg	4錠	14日		ルブラック錠4mg	14錠	処方箋内容と不一致	546 ⇒ 154		B
ティアバランス点眼液0.1% 5ml パタノール点眼液0.1% 5ml	1瓶 1瓶			ティアバランス点眼液0.1% 5ml パタノール点眼液0.1% 5ml	1瓶 1瓶	医療機関名の誤入力	149 ⇒ 0		C
リンデロンVGローション 10ml	1本			リンデロンVGローション 10ml	1本	患者名の誤入力	40 ⇒ 0		C
キプレス細粒4mg	1包	14日		キプレス細粒4mg	14包	処方箋内容と不一致	4368 ⇒ 308		B
ジスロマック細粒小児用 10% 100mg	1.6g	3日		ジスロマック細粒小児用 10% 100mg (4日)	1.6g	処方箋内容と不一致	240 ⇒ 180		B
タリビッド点眼液0.3% 5ml	1本			タリビッド点眼液0.3% 5ml	1本	保険者番号の誤入力	67 ⇒ 0		A
ジヒドロコデインリン酸塩酸1% ケイヒ末錠 乳糖「ホエイ」	4.5g 0.06g 0.3g			ジヒドロコデインリン酸塩酸1% セレスタミン配合錠 乳糖「ホエイ」 ケイヒ末錠 自家製剤加算（とん服）	4.5g 3錠 0.3g 0.06g	処方箋内容と不一致	97 ⇒ 3		A
ヨウラーゼE配合顆粒	1.44g			ヨウラーゼE配合顆粒	4g	処方箋内容と不一致	20 ⇒ 10		B